別紙様式第７‐１

スワップ取引保険

１．案件名

２．案件の概要

（１）関係国

①スワップ取引の相手方の所在国

②事業地国

③保証国

（２）スワップ取引の内容

①スワップ取引の相手方の概要

　・名称

・設立年月日

・事業内容

・資本金

・株主構成及び出資比率

・役員構成（うち貸付者側名）

・その他の経営支配関係

・従業員数

・最近の業績

・スワップ取引者との取引関係

・その他

②スワップ取引者の概要

・会社名

・所在地

・設立年月日

・事業内容

・資本金

③付保を希望するスワップ取引の額（同一プロジェクトにおける融資金額の40％を上限とする）

④スワップ取引成立予定時期

⑤スワップ取引の期間（スワップ取引成立日から最終金利交換日までの期間。）

⑥保証者

⑦その他

（３）スワップ取引の対象となるプロジェクトの経緯・今後のスケジュール

（４）関連融資契約の形態：[ ] プロジェクトファイナンス　[ ] その他

３．特記事項

４．保険関係

（１）保険契約の内容

（２）保険期間

（３）てん補範囲

（４）付保率/ 非常：　％ 信用：　％

（注）融資等（貿易代金貸付保険の場合は輸出契約等を含む）の内容については、関連貸付保険契約に係る内諾申請書を参照のこと。

担当者及び連絡先

＜再保険会社等への情報提供について＞

|  |
| --- |
| * 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。
* 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報（以下「案件情報」）を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等（再保険ブローカーを含む。以下同じ。）へ提供することがあります。
* 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。
* 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。
* 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者（以下「保険契約予定者等」）と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。
 |